

労働保険に関する電子申請の 事前準備ガイド BOOK

Contents

電子申請を使ってカンタン・便利に!2
事前準備の流れを確認しましょう!4
さあ、事前準備をはじめましょう!6
実際に申請してみましょう!



電子申請を使ってカンタン・便利に!

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、 インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」サイトにアクセスし、24 時間いつでも申請や届出ができます。





労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、 自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

→→ カンタン・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけで済みます。

入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙を入手する必要がなくなり、申請内容によっては複数の手続をまとめ て申請できます。また、書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などの コストが削減できます。

マイナンバーカードを使うと、申請の事前準備にかかる手数料が安くなり、お得です。

電子申請は、以下の流れでご利用いただけます!

事前準備

電子申請を安全に行うため、パソコンの環境設定や、電子署名(*)に必要な電子証明書を 取得します。

電子政府の総合窓口「e-Gov」から電子申請

e-Gov ウェブサイトから電子申請を行います。

画面に入力しながら申請書を作成し、電子署名を付けて、インターネット経由で提出します。

詳しくは、「e-Gov 電子申請利用マニュアルの紹介」ページを参照してください。 http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/

16ページでご紹介

4ページから スタート!



電子政府の総合窓口「e-Gov」って?

政府の行政情報ポータルとして、さまざまな情報を発信しているサイトです。 電子申請の総合窓口でもあり、このサイトの「e-Gov電子申請システム」から、 24 時間 365 日、いつでも・どこでも電子申請が行えます。



出典:e-Gov ウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

* 電子署名とは

電子申請が正しく本人から行われ、また改ざんされていないことを証明する仕組みです。

事前準備の流れを確認しましょう!

電子申請を行う前に、以下のステップで、パソコンの環境や準備するものをチェックしましょう。



事前準備のチェックは、「e-Gov 電子申請システム」の

画面に沿って進めればOK!

「e-Gov 電子申請システム」トップページへアクセスし、利用準備の画面を表示してみましょう。



出典:e-Gov ウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

さあ、事前準備をはじめましょう!

「e-Gov電子申請システム」の利用準備の画面に掲載されているチェック項目にしたがって、事前準備を進めましょう。

_____ チェック1 パソコンとブラウザソフトの確認



出典:e-Govウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

チェック2 Java の確認

次に、「チェック2 Java の確認」を表示します。



出典:e-Govウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

チェック3 電子証明書の確認

次に、「チェック3 電子証明書の確認」を表示します。



電子証明書を取得していない方は、取得の手続を進めましょう。



電子証明書は、書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。

電子申請における、本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用する電子的な身分証明書 となります。電子証明書は、公的個人認証制度における IC カード(マイナンバーカードなど) に搭載されたり、ファイル形式で提供されます。



住基カードをお持ちの方は

「署名用の電子証明書」が付与された住基カードをお持ちの方は、証明書の有効期間内に 限り、電子証明書として電子申請に使用できます。なお、新たに申請する場合はマイナ ンバーカードのみの交付となります。

電子証明書を取得するには?

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象(個人・法人)が限られたり、対応可能手続が異なる場合もあります。詳しくは、e-Govウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。 http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setupO4/manu_certificate.html



電子証明書を取得しましよう!

電子証明書は、「IC カード形式」と「ファイル形式」の2種類あります。

以降で、それぞれの形式について、電子証明書取得の流れをご紹介します。

「IC カード形式」については「マイナンバーカード」を活用する例、「ファイル形式」については「商業登記に基づく電子認証」を活用する例で説明します。





http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

マイナンバーカードを使うと、電子証明書取得の手数料が かかりません!

平成 28 年から交付される「マイナンバーカード」には、電子証明書が標準で搭載されます ので、無料で電子証明書を取得できます。

※「IC カード形式」の電子証明書は、民間の認証局から取得することもできます。 詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。 http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setupO4/manu_certificate.html



「電子証明書取得のご案内」(法務省)(http://www.moj.go.jp/MINJI/minjiO6_00028.html)をもとに作成

チェック4 ブラウザの設定確認

次に、「チェック 4 ブラウザの設定確認」を表示します。「詳細情報を開く」のリンクをクリックして、ブラウザの設定を確認してください。



http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html

出典:e-Govウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

チェック5 信頼済みのサイトとしての登録確認

次に、「チェック5 信頼済みのサイトとしての登録確認」を表示します。「詳細情報を開く」のリンクをクリックして、ブラウザの設定を行ってください。



http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html

出典:e-Gov ウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

チェック6 e-Gov 電子申請用プログラムの確認

最後に、「チェック 6 e-Gov 電子申請用プログラムの確認」を表示します。無料の電子申請用 プログラムをインストールしてください。



http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html

出典:e-Gov ウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)

これで、電子申請の準備ができました!もう一度チェックに漏れがないか確認し、実際の申請作業へ進 みましょう。



出典:e-Gov ウェブサイト(http://www.e-gov.go.jp)



電子申請で届出できる項目一覧

労働保険の適用・徴収に関して、電子申請できる申請・届出は以下のとおりです。

	申請・届出の名称
1	労働保険事務組合労働保険料報奨金交付金申請書
2	労働保険事務組合一般拠出金報奨金交付申請書
З	労働保険継続事業ー括認可・追加・取消申告書(続紙含む)
4	労働保険継続事業ー括変更申請書/労働保険継続被ー括事業名称・所在地変更届
5	労働保険等労働保険事務等処理委託解除届
6	労働保険ー般拠出金代理人選任・解任届
7	労働保険概算保険料申告書(継続事業)
8	労働保険増加概算保険料申告書(継続事業)
9	労働保険確定保険料等申告書(継続事業)
10	労働保険概算・確定保険料等申告書(継続事業)
11	労働保険概算保険料申告書(有期事業)
12	労働保険増加概算保険料申告書(有期事業)
13	労働保険確定保険料等申告書(有期事業)
14	労働保険概算・確定保険料等申告書(継続事業)(事務組合)
15	保険料・一般拠出金申告書内訳
16	保険料申告書内訳(第2種特別加入保険料)
17	確定保険料算出内訳書(一人親方・家内労働者)(別紙含む)
18	一人親方継続者名簿
19	第3種特別加入保険料申告内訳(海外派遣者)
20	第3種特別加入保険料申告内訳名簿(海外派遣者)
21	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
22	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(労働保険事務組合用)
23	労働保険労働保険料・一般拠出金還付請求書
24	口座振替納付書送付依頼書(新規)
25	口座振替納付書送付依頼書(変更)
26	
27	労働保険保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
28	労働保険任意加入申請書(事務処理委託届)
29	
30	労働保険保険関係成立届(有期)
31	労働保険名称、所任地等変更届
32	労働保険
33	労働保険ー括有期事業開始届(<u>U</u> への 仮 探の事業)
34	労働保険
30	労働保険一括有期事業報告書(<u>U</u> 本の)(以保の事業) 労働保険工業」を支援されて認可由業者(同)((金む))
30 27	カ側休吹 Nif A どうままし9 る脳リ中語者(別紙るど)
31	
30	
39	
40 11	フ側休映石州、別住地寺変史庙(クルーノ中語)
41 40	フ側休咲 ^一 取拠山立11年へ迭に。所に用(クルーク中間)
42	カ側床映寺一括月期事業総括衣(建設の事業)

他社所有商標に関する表示について

Microsoft、Windows、Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標、商標または商品名称です。

Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。

その他、記載されている会社名、製品名などは、各社の登録商標または商標です。

電子政府の総合窓口「e-Gov」に関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター
【電話番号】 050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル) 017-771-9008 (050 ビジネスダイヤルがご利用になれない場合) ※通常通話料金 ■受付時間 〈4~7月〉
 平日 午前9時から午後7時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで 〈8~3月〉 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで
【FAX 番号】 050-3786-2226 (050 ビジネスダイヤル) 017-771-9009 (050 ビジネスダイヤルがご利用になれない場合) ※通常通話料金 ■受付時間 毎日(土日祝日含む) 24 時間